

生涯所得課税の提言^{*1}

佐藤 主光^{*2}

要 約

本稿は働き方の多様化といった新しい経済・社会環境を踏まえ、抜本的な所得税改革として年間所得課税から生涯所得課税への転換を提言する。経済学は個人の（担税力を裏付ける）厚生水準は生涯所得に拠るとする。こうした経済理論とも整合的である。デジタル技術の発展とともに生涯ベースの所得課税の実効性も高まっている。本稿が提言する生涯所得課税の利点は次のようにまとめられる。(1) 生涯ベースの担税力に応じた再分配に資するに加えて、(2) 所得の発生パターンが違っていても生涯所得が等しい納税者の間で「水平的公平」が確保される。また、納税者にとっては(3) 今期の高収入が災害時等の収入減（あるいは赤字）と平準化され、過去に払った所得税の一部が「還付」されるという意味で保険の役割を果たすことになる。加えて、(4) キャピタルゲインなど今期「発生」した所得の「実現」を先送りして課税を軽減させる誘因も生じない。

キーワード：生涯所得，平準化，保険機能，キャッシュフロー税

JEL Classification：H2，H24

I. はじめに

グローバル化・デジタル化の進展に伴い経済・社会の環境は激変している。我が国の労働市場は「終身雇用・年功序列」と「新卒就職・採用システム」を伝統としてきた。しかし、2010年代の雇用の改善の多くは非正規雇用・短期時間労働者の増加にみられ、雇用全体の3分の1余りを占めるに至った。加えて、新たな自営業主として「雇用的自営」（フリーランス）が増えている。この雇用的自営とは「請負契約等に基づいて働き使用従属性の高さという点ではむしろ被用者に近い」とされる。また、所謂「ギ

グエコノミー」と呼ばれるインターネットを通じて個別の仕事を請け負う働き方も広まっている。このように（正規雇用に比べて）収入が不安定な労働者が増加傾向にある。こうした中、コロナ禍は我が国のセーフティーネットの不備を露呈した。個人事業主・非正規雇用等が経済活動の低迷によって大幅な収入減に苛まれた。コロナ禍に続くエネルギー価格の高騰や物価高もあり、経済の先行きは一層、不透明だ。彼等の多くは平時においては税や社会保険料を納め、経済・社会の「支え手」である。従って、

* 1 執筆にあたっては森信先生をはじめ、フィナンシャル・レビュー論文検討会議の出席者から有益なコメントを頂いた。ここに感謝したい。

* 2 一橋大学大学院経済学研究科教授

非常時において彼等を支える仕組みがなければ、経済の回復も見込めない。政府は個人事業主等への支援の拡充を図ってきたが、アドホックな対応に留まってきた。しかし、「新しい経済・社会環境」には新たな税制が求められよう。例えば、「負の所得税」のように収入が多いときは課税する一方、収入減に際しては給付を行うことがあって良い。フリーランス等の可処分所得の安定化に繋がるだろう。更に法人税の場合、企業活動が将来に渡って継続するという前提（going concern）の下、欠損金の繰り越しや繰り戻しが認められてきた。結果として法人税は「理論的」に企業価値（＝将来に渡る利益の現在価値）への課税になる。

本稿は同様の仕組みを個人所得税に導入することを提言したい。具体的には年間所得への課税から生涯所得に対する課税に転換する。従前、所得課税の「担税力」は年間所得によって測られてきた。しかし、今年、株式の上場やキャピタルゲインの実現などで高所得を得た納税者が将来も高所得であり続けるとは限らない。経済学は個人の（担税力を裏付ける）厚生水準は生涯所得に拠るとする。関連して、消費税には逆進的との批判があるが、生涯ベースでみると（家計の予算制約式上、生涯消費＝生涯所得であることから）生涯所得課税と「税等価」（経済効果が同じ）になる。ここで消費税と生涯所得税との関係は家計の予算制約式を介するという意味で間接的だが、生涯所得への直接的な課税も選択肢だろう。軽減税率はあるが消費税の場合、財源調達機能には優れても再分配機能には限られる。累進的な生涯所得課税があって良い¹⁾。

生涯所得課税に関連して Vickrey (1939) は所得課税の平準化を提言していた。米国では

1964 年から 1986 年まで、カナダでは 1972 年から 1988 年まで複数年所得の平均に基づく平準化課税が導入された。しかし、所得情報の管理を含む実務的な煩雑性のため、税制の「簡素化」の一環として廃止された経緯がある。また、Schmalbeck (1984) など水平的公平性を確保する観点からも有効性に欠くと批判している。日本でもシャープ勧告が譲渡益等について複数年に渡って平準化して課税すること提唱していた。増井 (2009) はシャープ勧告における生涯所得課税の提案を紹介している。現行制度でも著作料に係る変動所得や臨時所得について所得課税の平均化が認められているが、対象・条件は限られる。

しかし、デジタル技術の発展とともに、簡素性を損なうことなく生涯ベースの所得課税の実効性は高まっている。Jacobs (2017) は、デジタル技術を活用した生涯所得課税の可能性について論じている。また、Boadway (2019) はカナダの所得税改革の一環として、既存の再分配制度税が市場に起因する所得変動を緩和する効果が薄れているとして、所得の平準化を再導入すべきとしている。関連して Gordon and Wen (2017) は所得課税の平準化の効果を定量的に検証、高所得者ほど厚生改善の程度が高くなる可能性を示している²⁾。平準化のメリットは低所得層にも及ぶかもしれない。Batchelder (2003) は、低所得世帯が中所得層や高所得層よりも所得の変動が大きい傾向にあるとして、給付付き税額控除である EITC（稼得所得税額控除）に平準化を取り入れる改革を提唱している。ただし、本稿の生涯所得税と平準化課税は厳密には同じではない。第一に所得の平準化は 5 年など一定の課税年数に適用されるため生涯

-
- 1) 相続税の中に生涯ベースに近い課税の仕組みがある。それが「資産移転時期の選択に中立的な税制」として 2003 年に導入された相続時精算課税制度だ。同制度は累積贈与額 2,500 万円までを非課税にする一方、相続時に累積贈与額を相続財産に加算して相続税を課す（納付した贈与税は還付される）。また、贈与が暦年課税に拠る場合、相続前 3 年内の贈与については、（分割贈与による租税回避を避けるため）相続財産に加算して相続税の対象とする措置が講じられている。令和 5 年度税制改正大綱では、加算期間を 3 年から 7 年に延長することになった。
- 2) 2004 年、カナダ進歩保守党のトニー・クレメントは党首選の一環として、生涯所得税を提言している。提言によれば生涯所得が 25 万ドルまでは所得税が免除される結果、平均的なカナダ人労働者は最初の 8～10 年間是非課税になる。生涯所得が 25 万ドルを超過すると段階的に累進課税が適用される。

期間よりも短い。第二に生涯所得課税は消費税同様、投資・貯蓄からの正常収益は課税対象としない（「キャッシュフロー税」に等しい）一方、Vickrey（1939）を含む平準化課税は利子所得を含む「総合課税」を志向する。

最適課税論の観点からも年間所得に留まらず、過去の所得情報の活用は望ましい（Golosov et al., 2011）。また、所得が不安定になる中、本稿の生涯所得税は保険としての役割を果たしう。Varian（1980）は収入が不確実な場合の保険としての最適な所得税を検討した。その研究は、民間保険市場を組み込んだChetty and Saez（2008）によって拡張されている。また、Bovenberg and Sorensen（2006）は、所得能力の喪失に対する補償が従前の労働収入に依拠する所得課税・社会保険の在り方を検討している。生涯課税は課税繰り延べの誘因（所謂「ロックイン効果」）を取り除く。Auerbach（1991）およびAuerbach and Bradford（2004）は、株

式等譲渡益の実現に関して中立的な所得課税を提案している。彼等の税率は資産の保有期間に依存するものの、税構造自体は一律になる。他方、本稿では累進課税を考慮する。

所得格差の拡大、雇用等の不安定化に伴い税制の再分配機能、保険（安定化）機能の重要性が増している。これらの機能を維持するには従前の年間所得課税を生涯所得課税に転換するメリットは高まっているように思われる。分離課税の金融所得については総合（累進）課税化すべきとの向きもある。他方、株式譲渡益を含めて一時的な所得に対する課税が（生涯ベースでみて）過大になったり、課税繰り延べを誘発したりする懸念も否めない。本稿の生涯所得課税は課税の公平性と中立性を整合的にする仕組みといえる。賃金等や超過利益に加えて、遺産・贈与も生涯所得を構成することから、相続税・贈与税との統合もあり得る選択肢になる。

II. 年間所得課税の課題

一般に所得税は年間所得をもって担税力と見做し、これに累進税を課す。本稿ではこうした所得税を「年間所得税」とする。経済学では個人の厚生水準は生涯所得に拠る。こうした主張については個人が（資金の借入に困難を伴う）流動性制約に直面するなどしたときには妥当しないとの批判も少なくない。しかし、仮に流動性制約があったとしてもなお年間所得税は生涯ベースでみて水平的に不公平である他、譲渡益の実現を意図的に先送りする課税の繰り延べを誘発するなど投資の効率性を損なう。保険機能にも限界はある。給付と課税を組み合わせた「負の所得税」の場合、所得が低下したときに給付が生じる一方、その給付額は過去の所得税額と関連付けられているわけではない。他方、生涯所得税における給付は過去の納税額に応じると

いう意味で給付と負担が連動している。

はじめに年間所得税の課題を簡単な数値例でみていきたい。簡単化のため金利をゼロとする。表1にあるA氏～C氏はいずれも5期間に渡る生涯所得が3,000万円と等しい。しかし、所得の発生パターンが異なる。所得には給与・事業所得の他、退職金、キャピタルゲインなど一時的な収益が含まれる（キャピタルロスや災害による損失などを勘案すれば、課税所得がマイナスになる可能性は排除されない）。A氏は600万円で一定である一方、B氏についてはバラツキがある。C氏は第4期のみ1,800万円と高い一時所得を得ている。これらに年間所得税を適用すると生涯所得が同一にも関わらず、所得税の差異が生じてくる。例えば、所得税は課税所得が300万円まで限界税率10%、301万

円から 600 万円の間で限界税率 20%，601 万円超で限界税率は 35% としよう。仮に所得がゼロであれば税額もゼロになる。なお，負の所得税のように低所得に対しては給付があっても議論の本質に変更はない。このとき 5 期間を通じた A 氏の所得税総額が 450 万円（每期 90 万円 $= 0.1 \times 300 \text{万円} + 0.2 \times (600 \text{万円} - 300 \text{万円})$ ）に対して，所得に変動がある B 氏（585 万円），C 氏（630 万円）の課税額が高くなる。生涯ベースでは納税者間で水平的不公平がある。

加えて年間所得への累進課税は所得の実現の先送りを誘発し易い。現行の所得の発生ではなく実現した時点で課税されるからである。B 氏は所得が高いとき，例えば，第 2 期の所得 900 万円のうち 300 万円を収入の低い（よって限界税率の低い）第 3 期に繰り延べる（第 2 期，第 3 期に申告する課税所得を 600 万円とする）ことなどで所得税を軽減できる。税制ではなく納税者の裁量によって税負担が平準化されるわけだが，こうした機会のある納税者と機会のない納税者の間で水平的に不公平となる。更に株式等の含み益を留保するロックイン効果は投資資金の流動性を損ねて資本市場に非効率を及ぼしかねない。他方，節税を抑えるべく，累進構造を緩和すれば，所得税の再分配機能が損なわれてしまう。

本来，株式等の譲渡益などは生涯ベースで捉えるべき所得といえる。譲渡益は過去の所

得の累積といえるからだ。仮に 10 年保有した株式を売却して 1 億円の譲渡益があったとしても，それは毎年 1 千万円ずつ生じた利益の合計かもしれない。発生主義ベースでみれば，過去 10 年の所得がいずれも 1 千万円だったことになる。累進課税の下では 1 億円をまとめて実現したときの税負担はこれを毎年 1 千万円で 10 年間に分割した場合よりも高くなってしまう。実際，譲渡益を含む金融所得に一律 15%（地方税を入れて 20%）で課税されるのは，所得の一時性への配慮がある。もっとも，高額所得層の所得に占める土地・株式等譲渡益の割合が高いことがあり，年間所得が 1 億円を超えると所得税の負担率が低下する不公平，所謂「1 億円の壁」が生じることになった。これに対して令和 4 年度税制改正大綱において政府は合計所得金額が 30 億円を超える富裕層を対象に課税を強化する仕組みを 2025 年度から適用する方向だ。

同様の問題は退職金にもいえる。退職金は課税所得に応じて税率が高くなる累進税が課される。ただし，給与・事業所得など他の所得とは合算されない。合わせて課税所得は前述の控除額を差し引いた上に 1/2 を掛けた金額に留まる。長期勤続への手厚い控除に加え，控除後の金額の半分のみを課税対象とするのは「経常的」な給与等とは違って退職金が「一時的」な所得だからだ。ただし，こうした軽減措置の結

表 1 年間所得税

期間	A 氏		B 氏		C 氏	
	課税所得	現年所得税	課税所得	現年所得税	課税所得	現年所得税
1	600	90	300	30	300	30
2	600	90	900	195	300	30
3	600	90	300	30	300	30
4	600	90	1,200	300	1,800	510
5	600	90	300	30	300	30
合計	3,000	450	3,000	585	3,000	630

（注）300 万円までは税額 $= 0.3 \times \text{所得}$ ，301 万円から 600 万円の間は税額 $= 0.2 \times (\text{所得} - 300 \text{万円}) + 0.1 \times 300 \text{万円}$ ，600 万円超は税額 $= 0.35 \times (\text{所得} - 600 \text{万円}) + 0.2 \times (600 \text{万円} - 300 \text{万円}) + 0.1 \times 300 \text{万円}$

（出所）筆者作成

果、同じ退職金を年金の形ではなく一時金で受け取った方を有利にしている。退職一時金・年金の支払や受給に関する企業や個人の選択に対して中立的でない。実際、確定拠出年

金では、企業型・個人型ともに9割の個人が年金払いよりも一時金受給を選択しているという（政府税制調査会資料）。

Ⅲ．生涯所得課税の構想

デジタル化以前から公的年金制度は生涯所得課税に似た仕組みだった。年金の受給資格や給付額は過去の保険料納付額や標準報酬月額に拠っている。現在の年金記録では各月の公的年金の加入状況の他、各月の保険料納付、標準報酬月額・賞与額が確認できる。所得税にも過去の所得情報を知る術はある。例えば、源泉徴収を行う雇用主等は（年間収入と納付した所得税額を記載した）源泉徴収票の元になる源泉徴収簿を7年間保存しなければならない。青色申告をする事業主にも7年間の帳簿の保存義務がある。これらの期間を無制限にすれば、生涯所得を算出できる。納税者側の事務的なコストが懸念されるところだが、所得情報の管理など実務的な課題も現在のデジタル技術を活用すれば対処できるはずだ。

以下では本稿が提言する生涯所得課税を定式化する。当然、生涯所得は予め知られているわけではない。そのため納税者が就労などを始めてから今期までに実現した所得の累積額を用いる。生涯所得の「絶対額」を用いると人生の後年になるほど（所得の累積額が増えるため）累進課税が生じやすくなる³⁾。これを避けるとともに現行の累進課税を適用できるよう累積所得を「平均化」する。生涯ベースの所得平準化課税にあたる。ただし、米国・カナダで行われていた、あるいはシャウプ勧告にあった平準化課

税とは異なり、今期の所得を「将来」の所得に対して平準化するのではなく、「過去」の所得と平準化させた課税である。具体的には所得の累積平均（＝今期までの合計所得÷期間）に累進課税を課し、これに現在までの期間を乗じる。結果、仮に初期から現在に至るまで平均額を稼得していたときに課されたであろう所得税の合計額が算出される。更に課税が累積しないよう（同じように計算された）前期までの所得税の合計額を差し引く。これは前期に納税された所得税の清算にあたる。累積平均に応じた課税と清算を繰り返すのである。従って、今期を J 期、 $T(\cdot)$ を租税関数とすれば、今期（＝ J 期）の課税額は以下のように与えられる。

$$J \text{ 期の課税額} = J \times T(J \text{ 期までの累積平均}) \\ - (J-1) \times T(J-1 \text{ 期までの累積平均})$$

これを数式で表すと、

$$\tau_J = J * T\left(\frac{1}{J} \sum_{j=1}^J z_j\right) - (J-1) * T\left(\frac{1}{J-1} \sum_{j=1}^{J-1} z_j\right) \quad (1)$$

となる。ただし、 τ_J は J 期の課税額、 z_j は j 期に実現した所得に等しい。税率が一律（フラット）であれば、(1)式は年間所得税に一致する。仮に「負の所得税」を認めるならば、平均所得

3) 実際、前述したトニー・クレメントの生涯所得税に対する批判としては、生涯所得が累積する高年齢層ほど税負担が重くなることが挙げられている。

Tony Clement's Proposed Tax Plan Increases Complexity | Fraser Institute

<https://www.fraserinstitute.org/article/tony-clements-proposed-tax-plan-increases-complexity>

が低いとき $T(\cdot)$ が負になる（給付が行われる）。累進課税は高所得層のみに適用されるわけではない。米国の EITC のように $T(\cdot)$ が税と給付を一体化させているとすれば、所得が低水準であっても給付が削減されるという意味でその限界実効税率は高くなり得る。この場合、年間所得税から生涯所得税への転換は高所得層のみならず、低所得の家計にも影響する。

ここで (1) 式を以下のように書き改める。

$$\tau_j = T(\bar{z}_{j-1}) + J[T(\bar{z}_j) - T(\bar{z}_{j-1})] \quad (1')$$

ただし、 $\bar{z}_{j-1} = \frac{1}{j-1} \sum_{j=1}^{j-1} z_j$, $\bar{z}_j = \frac{1}{j} z_j + \frac{j-1}{j} \bar{z}_{j-1}$ である。(1') 式は第 1 期のある前期 ($j-1$ 期) までの累積平均課税額に加え、今期 (j 期) までに支払われてこなかった（還付されていなかった）金額を第 2 項にあるように上乗せ（減額）しているとも解釈できる。また、(1) 式（ないし (1') 式）を初期から今期まで合算した所得課税の合計額は $J \times T(\bar{z}_j)$ に等しい。各人のライフサイクルにおける所得の推移や最終期（就労・生存期間等）の如何に拠らず、「結果」として生涯所得に対する課税が実現するこ

とになる。仮に平均所得の計算に誤りがあっても、途中で修正されれば最終的な税額に影響はない。加えて、譲渡益や退職金を含む一時的な所得についても累進課税が実行可能だ。なお、所得税の税率が（個人住民税のように）一律な比例であれば、上式は年間所得税と同値になる。実際、表 1 の A 氏のように期間中、所得が一定の場合、累積平均は年間所得に一致する。従って各期の課税額は年間所得課税と変わらない。

生涯所得税の効果を表 2 の数値例でみていこう。所得の変動が大きかった B 氏のケースを取り上げる。租税関数は表 1 と同じとする。同氏の第 2 期の所得は 900 万円であるが、生涯所得課税においては第 2 期までの累積平均 600 万円（＝（300 万円＋900 万円）÷2）が課税対象になる。これに年間所得課税と同じ租税関数を適用すると税額は 90 万円で与えられる。仮にこの累積平均が 2 期間に渡って等しく生じていたとすれば所得税の合計は 2×90 万円＝180 万円である。前期に既に支払われた 30 万円を還付すれば、第 2 期の最終的な税額は 150 万円（＝ 2×90 万円－30 万円）となる。第 3 期以降も同様に累積平均への課税と清算を繰

表 2 生涯所得税

期間	B 氏				課税の先送りの誘因			
	課税所得	累積平均	生涯所得課税		課税所得	累積平均	生涯所得課税	
			累積平均への税額	調整税額	実現ベース	実現ベース	累積平均への税額	調整税額
1	300	300	30	30	300	300	30	30
2	900	600	90	150	600	450	60	90
3	300	500	70	30	600	500	70	90
4	1,200	675	116	255	750	563	82.5	120
5	300	600	90	-15	750	600	90	120
合計	3,000			450	3,000			450
保険機能								
期間	課税所得	累積平均	生涯所得課税					
			累積平均への税額	調整税額				
1	300	300	30	30				
2	900	600	90	150				
3	300	500	70	30				
4	0	375	45	-30				
5	1,000	500	70	170				
合計	2,500			350				

（出所）筆者作成

り返す。最終期の累積平均は生涯所得の平均額600万円（＝3,000万円÷5）に等しい。結果として5期間の所得税の合計額は450万円（＝5× T （600万円））であり、これは（3,000万円の生涯所得が每期、均等に生じた）A氏の負担と同じになる。表1のC氏の生涯課税額も450万円で変わらない。

現時点までの生涯所得は、今期の所得と前期までの生涯所得の加重平均として与えられる。原則、過去に遡って生涯所得を計算し直す必要はない。しかし、過去の所得の算出根拠となった法定調書は必要だ。遡って所得を修正、再評価することもある。所得情報（及びその根拠となる資料）の保存は有用であり、デジタル化によって可能になってくる。また、こうした所得情報を（納税者本人に代えて）税務当局が保存するようにすれば納税者にとっても利便性に適う。なお、累進課税のとき $T(\cdot)$ が凸関数になることから、租税関数に変わりがないとすれば、

$$T(z_j) > \tau_j = J * T\left(\frac{1}{J} \sum_{j=1}^J z_j\right) - (J-1) * T\left(\frac{1}{J-1} \sum_{j=1}^{J-1} z_j\right) \quad (2)$$

が成り立つ。生涯所得税の場合、課税ベース＝生涯所得と毎期に実現する所得が一致しないことから納税のための現金に欠く「流動性制約」が懸念されるかもしれない。しかし、(2)式にある通り、現行の年間所得税よりも毎期の負担は軽減される。加えて、 $T(0) \leq 0$ である限り、今期の所得がゼロのときは還付金が生じる。従って、生涯所得税はむしろ流動性制約を緩和するように働く。このことは後述する生涯所得税の保険機能に繋がる。他方、各期の政府の税収は減収となる。とはいえ、租税回避の誘因が抑えられることから、年間所得課税よりも累進構造を維持して、税収も確保し易いだろう。課税の繰り延べの誘因も抑えることから年間所得課税よりも結果的に再分配機能も発揮する余地も高まる。

また、生涯所得課税は富裕（財産）税の代替肢になろう。近年では米国を含め資産税を巡る

議論が再燃している。米国民民主党の急進左派のウォーレン米上院議員らは、資産5,000万ドル超の世帯に年間2%、10億ドル超の世帯には年間3%を課税する「超富裕税」法案を提出している。我が国でも貯金残高（二人以上世帯）の平均が1,755万円であるのに対して、60歳代の平均は2,330万円になっている（家計調査報告（2019年））。このため「資産課税が適切な再分配機能を果たしていくべく、そのあり方を不断に検討していく必要がある。」と指摘されている（政府税制調査会（2019年9月26日））。生涯所得税は一時的な高額所得への課税を平準化する上、後述の通り、（格差の源泉でもある）超過収益に対する課税が可能になる。課税の繰り延べの誘因も解消される。また、表2にある通り、所得の実現パターンを操作しても、B氏の生涯負担は450万円で変わらない。直観的な理由としては今期の税負担を軽減しても次期の還付の減額で相殺されること、最終期の税額が（いずれ実現される所得を全て含んだ）生涯平均に拠ることが挙げられる。

生涯所得課税は保険機能も発揮する。年間所得税の場合、法人税における繰戻金のような過去の税の還付あるいは繰越欠損金といった将来の減税はない。所得税額はゼロ（ $T(0) = 0$ ）、あるいは「負の所得税」であれば給付が生じるが、非常時に所得が急減した個人と平時から低所得な個人の区別はない。自助努力（自己保険）としての貯蓄があるものの、災害を予め見越せるとは限らない他、災害がなければ万が一に備えた貯蓄は過剰になりかねない。最低限の生活水準を保証するセイフティーネットと違い、各人に平時に近い生活水準を維持する、つまり、平時と非常時の収入を平準化するのが保険の機能である。表2の通り、第4期に災害等でB氏の所得が失われたとしよう。年間所得課税とは異なり、累積平均が前期よりも大きく落ち込むことで30万円が還付される。B氏の例に限らず、生涯所得税の下では、災害時（＝ J 期）の所得が以前の平均所得（＝ $\bar{z}_{J-1}$ ）と比較して減少した場合、平時の所得が高水準ほど（よっ

て納税額が多いほど）減税される金額は大きくなる。つまり、数式では以下のように表される。

$$\frac{d}{d\bar{z}_{j-1}} \tau_j = (J-1) * \left(T'(\bar{z}_j) - T'(\bar{z}_{j-1}) \right) < 0$$

if and only if $\bar{z}_j < \bar{z}_{j-1}$ (3)

図1は2期間のうち災害時（第2期）の所得をゼロとして、平時（第1期）の所得と第2期の還付額を比較している。前期の所得が高いタックスブラケットにいて今期の所得がゼロ（よって年間所得課税もゼロ）になった納税者には還付が生じる。ただし、税制上の扱いは前期の所得によって違ってくる。ここでは前期の課税所得が600万円であれば還付額は30万円である一方、1,200万円超のときは120万円が還付されている。ここでは不公平との向きもあるが、そもそも彼等は生涯ベースで均等ではないことに留意されたい。平時の所得税は一部保険料に

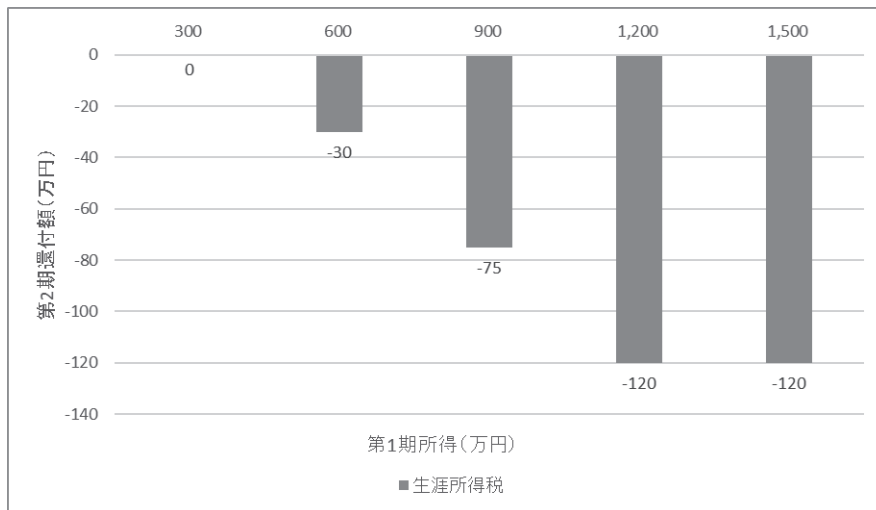
似た役割を果たしている。平時の納税＝保険料が多いほど、非常時の還付額＝保険金が増えるからだ。逆に平時の所得を過小に申告していれば、還付額は少ない。生涯所得税は平時の正直な納税に報いる仕組みでもある。加えて、災害後に所得が回復しても年間所得税に比して税額が急増することはない。例えば、表2にある通り、災害後の第5期にB氏の課税所得が1,000万円に回復したとしよう。年間所得税の下では税額が230万円（ $=0.35 \times (1000 \text{万円} - 600 \text{万円}) + 0.2 \times (600 \text{万円} - 300 \text{万円}) + 0.1 \times 300 \text{万円}$ ）になる一方、生涯所得税であれば170万円に留まる。このことは

$$\frac{d}{dz_j} \tau_j = T'(\bar{z}_j) = T\left(\frac{1}{J} z_j + \frac{J-1}{J} \bar{z}_{j-1}\right) < T'(z_j)$$

if and only if $z_j > \bar{z}_{j-1}$ (3')

となることから分かる。

図1 生涯所得税の保険機能



(出所) 筆者作成

IV. 保険機能の試算

ここでは前述の保険機能を定量的に評価したい。個人は所得の不確実性に直面している。各期の所得ショック ε_j (j = 期間) は正 $=h$ と負 $=l$ の2種類とする。ショックには持続性があり、マルコフ過程に従う。ここでは今期、正（負）のショックのとき、次期もショックが正（負）となる確率は0.8、負（正）に転じる確率は0.2と仮定する。従って、推移確率行列は以下のよう表される：

$$D = \begin{bmatrix} q(h|h) & q(l|h) \\ q(h|l) & q(l|l) \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} 0.8 & 0.2 \\ 0.2 & 0.8 \end{bmatrix} \quad (4)$$

期間に応じて決まる非確率的所得を y_j (j = 期間) とする。 y_j は「令和4年賃金構造基本統計調査」の64歳までの年齢別所定内給与（男女・産業計）から算出している（補論1参照）。毎期の所得は y_j にショック ε_j が乗じられる形で実現する： $\tilde{y}_j = \varepsilon_j y_j$ 。個人はリスク回避的であり、次期に繰り越す資産 A_{j+1} を決定する。ただし、初期資産はゼロとする。個人は流動性制約に直面しており、 A_j は非負の値でなければならない（今期の所得が低いとき、将来の所得増を担保に借入はできない）。試算にあたっては金利も考慮する。効用関数を V を「相対的危険回避度」とするCRR型、第 j 期の消費を c_j 、割引因子を β 、グロスの金利 $R (= 1 + r)$ は割引因子の逆数に等しい ($R = 1/\beta$) とすれば、毎期の最適化問題は以下のように表される：

$$V_j(A_j, \varepsilon_j) = \max_{A_j} \left[\frac{1}{1-\gamma} c_j^{1-\gamma} + \beta \{ q(h|\varepsilon_j) V_{j+1}(A_{j+1}, h) + q(l|\varepsilon_j) V_{j+1}(A_{j+1}, l) \} \right] \quad (5)$$

subject to $A_{j+1} = \varepsilon_j y_j + R A_j - \tau_j - c_j$

ここで $V(A_j, \varepsilon_j)$ は最大化された価値関数である。金利があるときの生涯所得税 τ_j は次節の(7)式を参照のこと。年間所得税の下では τ_j が

$T(\varepsilon_j y_j)$ に置き換えられる。租税関数としては実証分析で多く用いられている関数形を採用する (Bénabou, 2002 など)。 x_j を第 j 期の課税ベース（生涯所得税であれば、 $x_j = \bar{z}_j$ 、年間所得税であれば $x_j = \tilde{z}_j$ ）とすれば、以下のようになる。

$$T(x_j) = x_j - (1 - \lambda) x_j^{1-\tau} \quad (6)$$

課税が累進的であるほど、 τ は大きな値を取る。他方、 $\tau = 0$ であれば、上式は税率 λ のフラット（比例）税に一致する。試算では期間を8期、割引因子を $\beta = 0.95$ 、税の累進度を $\tau = 0.15$ 、 λ については年間所得税の下で $\lambda = 0.1$ とおいた。生涯所得税への移行が税収中立的になるよう λ を調整している。具体的には8期間に渡る税収の「期待現在価値」が同じになる。ここで政府はリスク中立的、あるいは所得ショックが個人間で独立である限り、期待値は平均に一致する。CRR型効用関数の γ は相対的危険回避度にあたるが、試算では $\gamma = 2$ もしくは $\gamma = 5$ とする。所得ショック $\varepsilon_j = (h, l)$ についてはショックの幅 $\varepsilon_j = (1.4, 0.7)$ を標準ケースとして、幅が極端に大きくなるケース $\varepsilon_j = (1.9, 0.1)$ などを想定した。試算結果は表3で与えた通りである。表では年間所得税と生涯所得税の下での期待効用を比較している。いずれのケースも年間所得税から生涯所得税への税収中立的な転換が期待効用を高めていることが分かる。特に危険回避度が高く、所得ショックが大きくなると厚生改善度は高くなる。例えば、危険回避度が $\gamma = 2$ 、所得ショックの幅が $\varepsilon_j = (1.6, 0.4)$ のとき（ケース2）。生涯所得税は年間所得税に比べて厚生水準＝期待効用を2.7%改善する。次に図2はケース2における消費・貯蓄等の推移（平均値）である。年間所得税に比して生涯

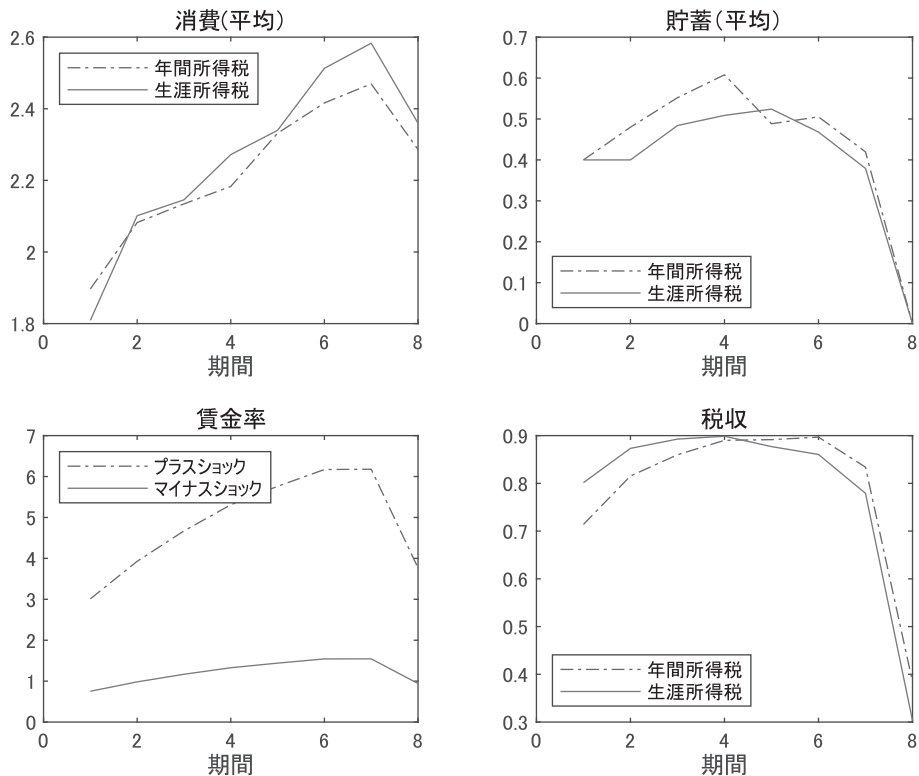
所得税の下では消費が高く、貯蓄が低い。生涯所得税が保険の機能を果たすため、負のショックに備えた自己保険としての貯蓄が少なくて済むことが伺える。

表3 試算結果

					期待効用		変化率	
ケース					λ (lambda)	年間所得税	生涯所得税	%
1	危険回避度	2	所得ショック	1.4	0.13	-3.48	-3.46	0.6
				0.7				
2			所得ショック	1.6	0.13	-4.26	-4.15	2.7
				0.4				
3			所得ショック	1.9	0.15	-8.68	-6.75	22.3
				0.1				
4	危険回避度	5	所得ショック	1.4	0.13	-0.10	-0.10	4.9
				0.7				
5			所得ショック	1.9	0.15	-35.88	-10.10	71.9
				0.1				

(出所) 筆者作成

図2 ケース2



(注) 上記は数値例であり現実の値を反映しているわけではない。

(出所) 筆者作成

V. 生涯所得課税の一般化

これまでの説明では金利をゼロとしてきた。金利を考慮すると家計の生涯所得は「割引現在価値」として表される。現在の所得100万円と将来の所得100万円では価値が異なることによる。ここでは初期（第1期）からみた割引現在価値を用いる。従って、現在に近い所得ほど大きく割引かれる。割引率（及び後述の正常利益）の算出に用いる金利としては国債金利の平均水準等があるだろう。例えば、図2のように課税所得が生じているとしよう。第3期の値は416万円となっている。仮に金利を2%とすれば、初期（第1期）の観点からみた現在価値は400万円（ $= 416 \text{ 万円} \div (1+0.02)^2$ ）に等しい。本稿の生涯所得課税では各期までの課税所得の現在価値を累積平均する⁴⁾。正確には名目所得額を名目金利で現在価値化している。このように第1期の観点から現在価値化すると、第2期のインフレは分子＝課税所得と分母＝割引率に等しく影響するため実質的な値は一定に保たれる⁵⁾。つまり、生涯所得税はインフレの影響を被らない（インフレ期に問題になる累進課税のブラケットクリーピングは生じない）。租税関数 $T(\cdot)$ はこの累積平均に適用される。その上で累積平均への今期の課税と前期の課税の清算を繰り返す。ただし、ここでは（清算後の）課税額を（割引率と同じ）金利で割り戻して各期の価値に置きかえる。即ち、

$$\tau_j = (1+r)^{j-1} \left\{ J * T \left(\frac{1}{J} \sum_{j=1}^J \frac{z_j}{(1+r)^{j-1}} \right) - (J-1) * T \left(\frac{1}{J-1} \sum_{j=1}^{J-1} \frac{z_j}{(1+r)^{j-1}} \right) \right\} \quad (7)$$

となる。 τ_j は J 期の課税額、 r は実質金利（表記の簡単化のために一定と仮定）、 z_j は j 期に実現した所得である。 J 期までの累積課税の現在価値は

$$\sum_{j=1}^J \frac{\tau_j}{(1+r)^{j-1}} = J * T \left(\frac{1}{J} \sum_{j=1}^J \frac{z_j}{(1+r)^{j-1}} \right) \quad (8)$$

に等しい。このように初期から今期までの所得課税の合計を割り引いて現在価値化すれば、その金額は $J \times T$ （ J 期までの累積平均の現在価値）に一致する。再び表1にある租税関数を前提に説明しよう（ただし、限界税率の閾値は現在価値額と解釈される）。表4にある通り、第3期の現在価値化された累積平均467万円に対する税額は63万円となる。従って第3期まで所得が累積平均のままだったときの税額は 3×63 万円である。表2の例と同じく累積平均への前期の課税額70万円に期間（2期）を乗じて控除すると50万円（ $= 3 \times 63 \text{ 万円} - 2 \times 70 \text{ 万円}$ ）を得る。これを金利2%で割り戻して第3期の価値にすると同期の課税額は52万円（ $= (1+0.02)^2 \times 50 \text{ 万円}$ ）に等しい。表4では生涯所得の現在価値が3,000万円であったことから、生涯所得課税の現在価値は図1同様、450万円で与えられる。課税所得の発生パターンとは独立に生涯所得（現在価値）が3,000万円である限り、現在価値化された生涯所得課税額は450万円で変わらない。実際、課税の繰り延べで今期の税額を10万円減額できたとしよう。しかし、次時の税額は前期課税分の清算額の減額で（1＋金利） $\times$ 10万円増える。今期

4) 図2の場合、第3期までの累積平均は $\frac{1}{3} \left(400 + \frac{612}{1+0.02} + \frac{416}{(1+0.02)^2} \right) = \frac{400+600+400}{3} = 467$

5) 第2期の名目所得 / (1＋名目利率) = (1＋インフレ率) (第2期の実質所得) / ((1＋インフレ率) $\times$ (1＋実質利率)) = 第2期の実質所得 / (1＋実質利率)

6) 毎期の所得がゼロ、かつ低所得に給付が行われる場合、(7) 式は $\tau_j = (1+r)^{j-1} T(0) < 0$ となり、（現在価値を $T(0)$ で保つよう）時間の経過とともに増加する。法人課税でいえば、「利子付き」で繰越欠損金繰越されていくことに似ている。

の価値に割り引くと 10 万円の節税額と相殺された格好になる。

表 4 生涯所得税（現在価値化）

期間	課税所得		累積平均	生涯所得課税		
				累積平均への 税額	調整税額	
	各期の価値	現在価値			各期の価値	現在価値
1	400	400	400	50	50	50
2	612	600	500	70	92	90
3	416	400	467	63.33	52	50
4	1,061	1,000	600	90	180	170
5	649	600	600	90	97	90
合計		3,000				450

（注）金利は 2% を仮定

（出所）筆者作成

金利があるとき、生涯所得の計算上、「正常利益」と「超過利益」の区別が重要になる。理論上、貯蓄からの利子等「正常利益」は派生所得であって生涯所得にはカウントされない⁷⁾。投資・貯蓄等から生じる所得のうち「超過利益」が生涯所得に該当する。例えば 100 万円で株を購入して次期に 110 万円で売却したとしよう。キャピタルゲインは 10 万円（＝110 万円－100 万円）である。しかし、100 万円を貯蓄すれば金利 2% を得ていたとすると 2 万円（＝2% × 100 万円）は正常利益にあたる。この場合、超過利益は 8 万円（＝10 万円－2 万円）でなければならない。この超過利益は前期の購入額（＝100 万円）を金利（＝2%）で割り戻し（＝ $(1 + 0.02) \times 100$ 万円）した上で今期の売却額（＝110 万円）から差し引いた金額にあたる⁸⁾。

超過収益への課税としては拠出金を所得控

除、運用に係る利子等を非課税にした上、これを引き出し時に課税しても良い。そのため金融所得課税を F ベース（金融取引を対象とした）の「キャッシュフロー」に転換するのも一案であろう。キャッシュフロー税は資金の流出入を課税ベースとする。具体的には売却額及び借入は課税、購入・返済は控除される⁹⁾。超過収益課税や（税等価の）キャッシュフロー課税はロックイン効果（課税の繰り延べ）を誘発しない。表 5 の数値例に即して言えば、課税所得の発生パターンとは独立に生涯所得（現在価値）が 3,000 万円である限り、現在価値化された生涯所得課税額は 450 万円で変わらない。仮に譲渡益課税の繰り延べで今期の税額を 10 万円減額できたとしても。しかし、次期の税額は前期課税分の清算が減額される結果、 $(1 + \text{金利}) \times 10$ 万円増える。今期の価値に割り引くと 10 万

7) これに関連してオランダのボックス税制における利子・配当等（ボックス 3）は純資産額の規模に応じて 1.94%、4.45%、5.6% の 3 種類のみなし収益率が適用されている（2017 年～）。

8) こうした超過利潤課税はキャッシュフロー課税と「税等価」であり、その実現のタイミングについて中立的になる。実際、現在価値でみると $\frac{(110-100)+0.02 \times 100}{1+0.02} = \frac{110}{1+0.02} - 100$

9) キャッシュフロー税の場合、投資が行われる期間に課税ベースがマイナスになり易い。これを避けた税等価な課税としては法人税では ACE (Allowance for Corporate Equity)、個人所得税としてはノルウェー型の株主所得税 (Shareholder Income Tax) がある。

円の節税額と相殺された格好だ（一般的なモデルによる説明は補論2を参照）。租税回避のインセンティブが抑制されるため、年間所得税に比べて累進構造を維持しつつ、税収を確保し易くする。また、再分配機能を強化する余地を広げることもなる。なお、富裕層への課税の適正化の観点からキャッシュフローの「実現」まで待つことなく時価評価を行い「発生」時点で彼等の含み益に課税することが求められるかもしれない。その場合、一旦、時価評価で金融所得を累積平均に算入の上、キャッシュフロー実現時に累積平均を再計算する。前期までの課税は還付されるから生涯ベースでみた課税額に変わりはない¹⁰⁾。

課税開始の初期段階において多額の収入を得ても、その後の経常収入が低い場合、納税額は一時的に高くなるが、その後は（平均所得が低下して）還付が生じることになる。予め還付があることが想定されるなら、今期の課税額を予め減じて、合わせて将来の控除を減らすも選択肢だ。つまり、今期の減税額が $\Delta T(\bar{z}_j)$ とすれば、来期の控除額は $(1+r)\Delta T(\bar{z}_j)$ だけ少なくなる。結果として、

$$\Delta \tau_j + \frac{1}{1+r} \Delta \tau_{j+1} = -\Delta T(\bar{z}_j) + (1+r) \frac{1}{1+r} \Delta T(\bar{z}_j) = 0 \quad (9)$$

となる。一般に一定期間までに納税義務が清算されることを条件として、各期の納税額を個人の便宜に応じて柔軟化できよう。結果、生涯所得課税は流動性の問題を軽減する。逆に今期は（投資等の控除があって）平均所得が低く課税額はマイナスだが、将来的に課税額になるのであれば、（法人税の繰越欠損金のように）利付で還付額を将来の課税額から控除することがあっても良い¹¹⁾。

租税回避（課税の繰り延べ）を抑えるだけで

はなく、生涯所得税は納税者の経済行動に対して中立的になる。第一に超過収益課税（キャッシュフロー課税）の性格上、生涯所得税は投資選択を歪めない。株式等へのリスク投資も喚起されよう。第二に労働の「異時点間選択」にも影響しない。一般に「税の楔（tax wedge）」と称されるが高い限界税率は労働供給の阻害要因となる。例えば c_j 及び l_j を第 j 期の消費、労働供給、 w_j を賃金率、 $U(c_j, l_j)$ を効用関数とすれば、（賃金ショック等）不確実性がないとき労働選択の一階条件は以下のように与えられる。

$$-\frac{U_{l_j}}{w_j U_{c_j}} = 1 - T'_j \quad (10)$$

ただし、 T'_j は当該期の限界税率である。このとき年間所得税の下では労働者が限界税率 T'_j の高くなる期間から限界税率が低い期間に労働供給を代替する誘因を持つ。他方、生涯所得税の場合、限界税率は生涯ベースの平均所得に対応しており時間を通じて一定となる。このため、労働供給に係る異時点間の代替を誘発しない。生涯所得税が労働供給を喚起することは後の試算によって定量的に示される。

ここまでは不確実性のない経済を想定してきた。賃金ショック等で将来の稼得所得に不確実性があるとき、(10) 式は以下のように変更される。

$$-\frac{U_{l_j}}{w_j U_{c_j}} = 1 - \frac{1}{E_j \rho_N} E_j \rho_N T'_N \quad (10')$$

ただし、 ρ_N は第 N 期（最終期）の予算制約に係るラグランジュ乗数（当該期の所得の限界効用）である。その導出は Sato (2021) を参照のこと。ここでは生涯平均所得に対する限界代替率 T'_N は確定していない。今期の労働供給は（個人のおかれた状態に応じて変化する） ρ_N で加重平均された T'_N の「期待値」によって決まっ

10) 後述の通り、死亡時には実現しなかった利益は時価評価の上、生涯所得に算入されなければならない。

11) S_j を j 期の課税の減免額としよう。 $S_j < 0$ ならば、過去の減免額の清算、もしくは還付の繰り延べとなる。 τ_j^0 を (7) 式に従って本来の納税額とすると、当該期の納税額は $\tau_j = \tau_j^0 - S_j$ となる。 S_j をこれまでの累積額とすれば、次期に繰り越される累積額は $S_{j+1} = (1+r)S_j + S_j$ に等しい。ただし、 S_j は死亡時までに清算されなければならない。

てくることになる¹²⁾。選択が複雑になる上、税額が確定しないという意味で課税の「予見可能性」に欠くとの批判もありそうだ。もっとも、この問題は本稿の生涯所得税に限ったことではない。仮に財産を残すべく毎期に資産形成をしよう。生存年数や遺産目的の今後の資産額の推移は予め分かっていない（自身の稼得所得や収益率の動向次第による）。よって資産形成の決定時の相続税額も定かではない。株式等の譲渡益に対して累進課税を行う場合も譲渡益に変動リスクがある以上、同じ問題を伴う。期間こそ短い年間所得税も同様だ。自営業者の売上や非正規雇用の労働時間などは景気の動向に左右されることから当該年の税額も予見可能というわけではない（例えば年初に新たな契約を交わして一定の所得を稼得するとしても、年間所得はその後の契約にも拠ることから、当該契約に伴う限界税率は確定していない）。予見可能性を高める必要があるならば、「負の所得税」の下で給付が発生する低所得水準や累進課税が要請される高所得水準を除くと $T(\cdot)$ をフラット化させるのが一案だ。このとき、生涯所得税と年間所得税は同値になり、(9) 式右辺の限界税率式はフラット税率に一致する。

また、相続税・贈与税との統合もあり得る選択肢だ。この統合は相続人と被相続人の双方に関わる。前者についていえば、遺産・贈与は彼等の生涯所得を構成する。「高齢世代内における資産蓄積の偏在が、相続を機会に次世代に引き継がれる可能性」が指摘されてきた。このため、「資産課税の有する再分配機能は引き続き重要」とされる（政府税制調査会(2019年9月)）。他方、「資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築」の要請もある。仏、独では贈与税と相続税を統合し、（生涯ベースに類した）累積課税を実施してきた。独では相続した時期から過

去10年間の財産の譲渡額を累計して課税する。ただし、非上場株式や土地を含め、評価の難しい相続資産も少なくない。この場合、課税所得には一旦取得時の価格等で計上、後年、利益が実現したときの超過利益に対して改めて課税する。当初の価値が低ければ、（この価格に市場金利を乗じて算出される）正常利益は低くなり、その分超過利益は高く評価されることになる。例えば、時価評価が1,000万円の資産を取得時の価格500万円で今期は課税所得に計上したとしよう。次期にこの資産を（市場金利2%で運用して）1,020万円で売却したとすれば、超過利益はキャピタルゲインの1,020万円－500万円＝520万円から正常利益10万円（＝500万円×0.02）を差し引いた510万円となる。現在価値化すれば、500万円（＝510万円÷（1＋0.02））であり、過小評価された分（1,000万円－500万円＝500万円）に等しい。納税額の現在価値に変化はない。なお、実物資産など現金以外の収入が多いなどと今期の納税が難しいケースがある。仮に流動性が不足し、納税が困難な場合、前述の通り、今期の課税を減免の上、将来の還付額（＝（1＋市場金利）×今期の減免額）の抑制で相殺する方法もある。将来の課税額が増加するため、割引現在価値でみた生涯納税額に変わりはない。

被相続人についても言及したい。生涯予算制約上、生涯所得は生涯消費と遺産の合計に一致する。つまり、生涯所得税は当該個人が残す遺産への間接的な課税に相当する。ただし、「二重課税」の批判は当たらない。遺産は（親世代の）被相続人からみれば支出、（子ども世代の）相続人にとっては収入となるからだ。また、実現しなかった資産等の超過収益は被相続人の死亡時に時価評価の上、生涯所得として課税されなければならない（他方、現預金等が残ってい

12) 仮に個人が簡便（ヒューリスティック）な意思決定をしており、「生涯」ベースの平均所得を「今期」までの平均所得 $\bar{z}_j$ に等しいとみなすならば、(9) 式は

$$-\frac{u_{l_j}}{w_j u_{c_j}} = 1 - T'(\bar{z}_j)$$

となろう。

ても正常利益の範囲であれば、課税されない）。仮に第1期に100万円投資して、資産の価値は最終期の第5期に131万円だったとしよう。この価値を実現しないまま個人が死亡して、当該資産が相続されたとき市場金利（＝正常収益）を2%とすれば被相続人の生涯所得には第1期の現在価値ベースで21万円（＝131万円÷

$(1+0.02)^4$ ）－100万円）が算入されなければならない。これに応じた生涯所得税

$$\tau_5 = (1+0.02)^4 \left\{ 5 * T\left(\frac{1}{5} * 21 + \frac{4}{5} * \bar{z}_4\right) - (5-1) * T(\bar{z}_4) \right\} \quad (11)$$

は（被相続人に課される）遺産税に相当する。

VI. 労働供給への影響試算

生涯所得税が労働供給に与える影響を定量的に試算しよう。ここで個人は60期間生存、最初の45期間就労するものと仮定しよう。退職期の収入はゼロになる（公的年金等は捨象する）。簡単化のため所得ショック等の不確実性はないものとする。個人は每期、（次期に繰り越す）資産額と（退職前の45期まで）労働供給を選択する。ここで個人の効用関数は以下のように与えられる。

$$U(c_j, l_j) = \frac{1}{1-\gamma} c_j^{1-\gamma} - \varphi \frac{1}{1+1/\varepsilon} (l_j)^{1+1/\varepsilon} \quad (12)$$

γ は危険回避度であり、異時点間消費の代替弾力性の逆数に等しい。 γ が高いほど個人は消費の平準化を志向する。他方、 ε は「フリッシュ弾性値」である。フリッシュ弾性値とは労働供給の異時点間の代替効果（今期の賃金変化が他期間の労働供給に与える効果）を含む労働供給の弾性値にあたる¹³⁾。黒田・山本（2007）によれば、「「就業」と「労働時間」の選択を合わせたフリッシュ弾性値は男女計で0.7～1.0程度となる一方、「労働時間」のみを反映したフリッシュ弾性値は0.1～0.2程度に留まる」。次に各期の予算制約式は、

$$A_{j+1} = z_j + RA_j - \tau_j - c_j \quad (13)$$

となる。ただし、 $z_j = w_j l_j$ が労働所得であり、退職後の第46期以降はゼロになる。賃金率 w_j は「令和4年賃金構造基本統計調査」の64歳までの年齢別所定内給与及び所定内実労働時間（男女・産業計）から算出している（補論1参照）。ここでは $R(=1+r) = 1/\beta$ 及び初期資産はゼロ（ $A_1 = 0$ ）とする。年間所得税の場合、関数 τ_j が $T(z_j)$ に置き換えられる。税率関数 $T(\cdot)$ は（6）式と同様である。流動制約はなく、 A_j が負になる可能性を排除しない。この場合、個人の厚生水準は（課税後）生涯所得に応じて決まってくる¹⁴⁾。個人は（13）式を制約に生涯効用

$$W = \sum_{j=1}^{60} \beta^{j-1} U(c_j, l_j) \quad (14)$$

を最大化する。試算では割引因子 $\beta = 0.96$ 、労働の不効用パラメータ $\varphi = 0.5$ とおいた。また、所得税率が一律20%であるときの税収をベンチマークに（60期間に渡る税収の現在価値が同じという意味で）税収が一定になるよう所得税の累進度 $=\tau$ を変更する。また、年間所得税から生涯所得税へ移行に当たっては限界税率を変えないよう所得税の定額部分（税額控除に相当）を調整して税収中立としている。その試算の結果は表5の通りである。例えば、ケー

13) 実際 ρ_j を（11）式に係るラグランジュ乗数とすれば、 $l_j = (\rho_j(1-T')w_j)^{\varepsilon}$ を得る。

14) このことは生涯予算制約式から明らかである。同式は補論2を参照のこと。

表 5 労働供給への影響試算

						変化率（％）		
ケース					λ(lambda)	税収	平均所得	生涯所得
1	危険回避度	2	所得の弾力性	0.3	0.12	8.31	3.15%	3.44%
2	累進度	0.15		0.4	0.12	8.47	3.80%	4.05%
3				0.5	0.12	8.59	4.34%	4.50%
4	危険回避度	2	累進度	0.2	0.10	8.31	4.18%	4.57%
	所得の弾力性	0.3						
5	危険回避度	1	所得の弾力性	0.3	0.11	9.06	3.91%	4.39%
6	累進度	0.15		0.5	0.11	9.85	5.68%	6.19%
7	危険回避度	1	累進度	0.2	0.08	9.85	7.53%	8.26%
	所得の弾力性	0.5						

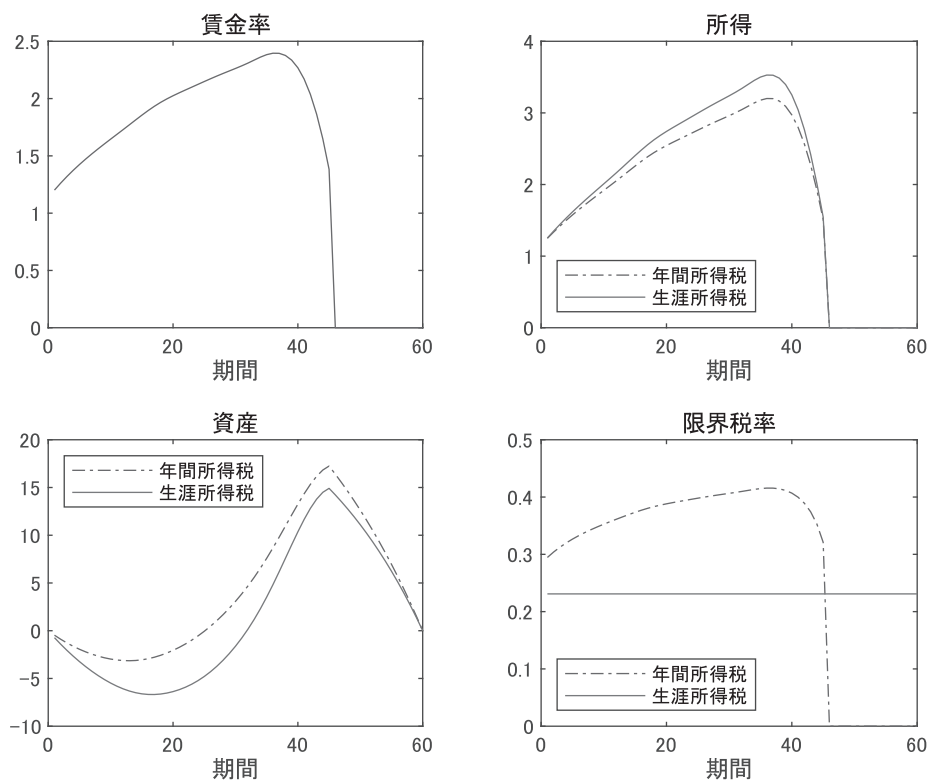
(注) 変化率は年間所得課税から生涯所得課税への転換による。

(出所) 筆者作成

ス 1 (危険回避度 = 1, 所得税の累進度 = 1.5, 所得の弾力性 = 0.3) の場合, 生涯所得税は年間所得税に比べて, 退職期までの平均所得 $\bar{z}_{45}$ を平均 3.15%, 課税後の生涯所得を 3.44% 増加させる。所得弾力性が高いほど, あるいは課税が累進的なほど年間所得税から生涯所得税への (税収中立的な) 転換は労働供給を喚起して (課税前平均所得を増やして), 課税後の生涯所得を高めている。また, 危険回避度が低い (代替の弾力性が高い) ときも大きな効果を発揮することが分かる。

図 3 は所得の弾力性及び所得税の累進度が高い一方, 危険回避度が低い (異時点間消費の代替弾力性の低い) ケース 7 における貯蓄等の推移を与えている。年間所得税の場合, 限界税率が期間の推移とともに変動するが, 生涯所得税では (不確実性がないため生涯ベースの平均所得に対応した税率によって) 一定になる。総じて労働供給が喚起され, 異時点間で労働配分の歪みが是正される結果, 所得は総じて後者の方が高い水準になる。他方, 労働所得が増える分, 年間所得税よりも生涯所得税の下で貯蓄は低く推移する。

図3 ケース7



(注) 上記は数値例であり現実の値を反映しているわけではない。

(出所) 筆者作成

VII. 結語

ここで何点か留意点がある。第一に累積平均の算出に当たっては、現行制度では（所得が少なく）非課税になっている家計にも申告が求められる。少額な所得の申告は納税者の利便性を損なうとの向きもあるだろう。もっとも、「負の所得税」においても低所得者の正確な所得捕捉が要請されている。申告を促す仕組みとしては、毎年「見做し所得」を定め、申告がない場合、これを当該年の所得として生涯所得税額を算出することがあり得るだろう。この見做し所得は業種ごとに推計される最低所得あるいは前年所得に一致させても良い¹⁵⁾。この場合、真の所得が見做し所得以下である限り、申告した方が有利になる。無論、十分な所得を稼得しているにも拘わらず、正しく申告しない者については脱税として罰せられなければならない。第二に累積平均を算出する期間についても議論があるだろう。（親から扶養されている）年少期を含まないのは当然として、大学生・パート主婦など主たる生計維持者の「扶養の範囲」で働く（自身で社会保険料を払っていない、扶養控除・配偶者控除の対象になっている）個人についても、ここでは生涯所得課税を適用しないのが望ましい。彼等の所得は従前通り、年間所得課税される。また、退職後、一定期間の後に復帰した場合、復職期を初期として改めて累積平均をとるようにしても良い。

第三に個人の最終的な課税額は最終期の税制に依拠することになる。所得税等の税制は毎年改正されていることを鑑みれば、不確実性が高いようにも思われる。とはいえ、現行制度においても個人・企業は投資に際して同様の不確実性に直面している。投資からの利益が実現する

のは将来であり、そのときの法人税や所得税は定かではないからだ。赤字企業は繰越欠損金制度により将来の法人税から赤字を控除できるが、仮に法人税率が引き下げられれば、減税額は少なくなる。このように課税が予め明確でないのは、生涯所得課税に限ったことではない。とはいえ、課税に係る不確実性を払拭する必要があるれば、「移行措置」として将来的に増税があっても激変緩和を行うのも一案だ。具体的には生涯所得税額を算出する所得税関数 $T(\cdot)$ に変更があっても、数年に渡って徐々に $T(\cdot)$ を変えていくことだ。あるいは租税関数 $T(\cdot)$ は生涯所得税の適用が始める世代に応じて違っていても良い。第四に年間所得課税からの移行において、個人が保有する資産を生涯所得に算入するかどうかという課題が残る。これらの資産が移行前の所得から派生していたとすれば、その時に年間所得課税がなされていることから二重課税となりかねない。厳密に生涯所得課税をするには、過去に遡って累積平均を算出するとともに過去の課税を還付する必要があるが、実務的には難しい。むしろ移行後の所得（実現した超過利益を含む）を生涯所得として課税対象にするのが現実的だろう（前述の通り、非上場株式を含めて超過利益はその実現時に生涯所得課税の対象になる）。なお、こうした生涯所得課税は年間所得課税に比べて執行上、必要な情報が過剰なわけではない。今期（ J 期）までの累積平均は今期の所得（現在価値）と前期（ $J-1$ 期）までの累積平均の加重平均として与えられる（今期の累積平均＝今期所得の現在価値/ J ＋ $(1-1/J) \times$ 前期までの累積平均）。また、一旦金利が決まれば、現在価値や割り戻し率も定ま

15) 関連して英国のユニバーサルクレジットでは受給者が自営業者の場合、同業者の動向等から類推される労働時間（見做し労働時間）に最低賃金を掛けた金額を最低所得として給付額を算定している。

ることになる。ここで追加的な情報は金利や前期までの累積平均に過ぎない。

本稿が提言する生涯所得課税の利点は次のようにまとめられる。(1) 生涯ベースの担税力に応じた再分配に資するに加えて、(2) 所得の発生パターンが違っていても生涯所得が等しい納税者の間で「水平的公平」が確保される。また、納税者にとっては(3) 今期の高収入が災害時等の収入減（あるいは赤字）と平準化され、過去に払った所得税の一部が「還付」されるという意味で保険の役割を果たすことになる。これは全ての個人に同一の収入を保証するベーシックインカムのような仕組みとは異なる。加えて、年間所得課税とは違い(4) キャピタルゲイン

など今期「発生」した所得の「実現」を先送りして課税を軽減させる誘因も生じない。キャピタルゲインやストックオプション、退職金など実現のタイミングが選択可能な所得が増える中、生涯所得課税は、その選択に中立的である。

政府の財政確保に占める消費税の比重が高まっている。他の税目に比べて経済成長や国際競争力との親和性が高いことが理由の一つに挙げられる。他方、所得格差の拡大、雇用等の不安定化に伴い税制の再分配機能、保険（安定化）機能の重要性が増している。これらの機能を維持するには従前の年間所得課税を生涯所得課税に転換するメリットは高まっているように思われる。

参 考 文 献

- 増井良啓 (2009) 「累進所得課税の平準化」, 『税研』, 第24巻, 第5号, pp.68-80.
- 黒田祥子・山本勲 (2007) 「人々は賃金の変化に応じて労働供給をどの程度変えるのか?—労働供給弾性値の概念整理とわが国のデータをを用いた推計—」, 『金融研究』, 第26巻, 第2号, pp.1-40.
- Auerbach, Alan J. (1991) “Retrospective Capital Gains Taxation,” *American Economic Review*, Vol. 81, pp. 167-178.
- Auerbach, Alan J. and David F. Bradford (2004) “Generalized Cash-Flow Taxation,” *Journal of Public Economics*, Vol. 88, Issue 5, pp. 957-980.
- Batchelder, Lily L. (2003) “Taxing the Poor: Income Averaging Reconsidered,” *Harvard Journal on Legislation*, pp. 40-395.
- Bénabou, R. (2002) “Tax and Education Policy in a Heterogeneous-Agent Economy: What Levels of Redistribution Maximize Growth and Efficiency?” *Econometrica*, Vol. 70, pp. 481-517.
- Boadway, Robin (2019) “Rationalizing the Canadian Income Tax System,” *Canadian Tax Journal*, Vol. 67, No. 3, pp. 643-666.
- Bovenberg, L. Lans and Peter Birch Sørensen (2006) “Optimal Taxation and Social Insurance from Lifetime perspective,” CESifo Working Paper, No. 1690.
- Chetty, Raj and Emmanuel Saez (2008) “Optimal Taxation and Social Insurance with Endogenous Private Insurance,” NBER Working Paper, 14403.
- Jacobs, Bas (2017) “Digitalization and Taxation,” in: Sanjeev Gupta, Michael Keen, Alpa Shah and Genevieve Verdier (eds.), *Digital Revolutions in Public Finance*, Washington-DC: International Monetary Fund, Ch. 2.
- Golosov, Mikhail, Maxim Troschkin and Aleh Tsyvinski (2011) “Optimal Dynamic Taxation,” National Bureau of Economic Research, Working Paper 17642.
- Gordon, Daniel V. and Jean-François Wen (2017) “A Question of Fairness: Time to Reconsider Income-Averaging

Provisions Taxpayers,” C.D. Howe Institute, Commentary No. 494, Fiscal and Tax Policy.

Sato, Motohiro (2021) “A Proposal of Lifetime Income Taxation: Vickrey mechanism revisited,” Tokyo Foundation for Policy Research.

Schmalbeck, Richard (1984) “Income Averaging after Twenty Years: A Failed Experiments in Horizontal Equity,” *Duke*

Law Journal, Vol. 33, No. 3.

Varian, Hal R. (1980) “Redistributive Taxation as Social Insurance,” *Journal of Public Economics*, Vol. 14, No. 1, pp. 49-68.

Vickrey, William (1939) “Averaging of Income for Income-tax Purposes,” *Journal of Political Economy*, Vol. 47, No. 3, pp. 379-397.

補論 1 令和 4 年賃金構造基本統計調査

区 分	企業規模計（10 人以上）						時給
	年齢	勤続 年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給する 現金給与 額	所定内 給与額	
	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円
男女計 学歴計	42.6	12.8	166	12	358.5	328.0	
2 0～2 4 歳	23.0	2.2	167	12	243.9	221.0	1.32
2 5～2 9 歳	27.5	4.4	166	14	287.6	255.9	1.54
3 0～3 4 歳	32.5	7.2	165	14	323.2	288.4	1.75
3 5～3 9 歳	37.5	10.0	166	14	359.5	323.5	1.95
4 0～4 4 歳	42.6	12.9	166	13	381.8	347.5	2.09
4 5～4 9 歳	47.6	16.0	166	12	398.5	366.3	2.21
5 0～5 4 歳	52.4	19.3	167	12	418.1	387.5	2.32
5 5～5 9 歳	57.4	22.0	166	10	423.4	396.2	2.39
6 0～6 4 歳	62.3	19.3	166	8	349.1	329.8	1.99

（出所）令和 4 年賃金構造基本統計調査

補論 2 数式による定式化

本文の通り，金利を加味すると本稿の生涯所得課税は以下のように与えられる。累積平均を初期（ $j=1$ 期）の観点から「割引現在価値化」

するとともに，今期（ J 期）までの金利で割り戻して各期の価値に置き換える。

$$\tau_j = (1+r)^{j-1} \left\{ j * T \left(\frac{1}{j} \sum_{j=1}^j \frac{z_j}{(1+r)^{j-1}} \right) - (j-1) * T \left(\frac{1}{j-1} \sum_{j=1}^{j-1} \frac{z_j}{(1+r)^{j-1}} \right) \right\} \quad (\text{A.1})$$

（インフレの影響）

割引現在価値化することで課税所得の評価は「実質化」されて、インフレの影響を受けない。 P_j を j 期の物価水準（ $P_1 = 1$ に基準化）、 i を名目金利、 π をインフレ率（簡単化のため一定）とすれば、以下ようになる。

$$\frac{P_j z_j}{(1+i)^j} = \frac{(1+\pi)^j z_j}{(1+\pi)^j (1+i)^j} = \frac{z_j}{(1+r)^j} \quad (\text{A.2})$$

（課税繰り延べの誘因）

ここで M_j をキャピタルゲイン等、 j 期に繰り延べられた課税所得とする。 M_j は金利 r で運用されるとすれば、

$$z_j = y_j + (1+r)M_{j-1} - M_j \quad (\text{A.3})$$

という関係式を得る。 y_j は j 期に発生した実質所得である。繰り延べ所得はいずれ実現されることから、最終期の N 期には $M_N = 0$ 。従って、発生ベースと実現ベースの生涯所得は等しい。

$$\sum_{j=1}^N \frac{y_j}{(1+r)^{j-1}} = \sum_{j=1}^N \frac{z_j}{(1+r)^{j-1}} \quad (\text{A.4})$$

実際、課税繰り延べは今期の納税額を減じる一方、将来の課税を増やすことで節税額を相殺することになる。

$$\frac{d}{dM_j} \tau_j + \frac{1}{1+r} \frac{d}{dM_j} \tau_{j+1} = (1+r)^j \left\{ -T \left(\frac{1}{j} \sum_{j=1}^j \frac{z_j}{(1+r)^{j-1}} \right) + T \left(\frac{1}{j} \sum_{j=1}^j \frac{z_j}{(1+r)^{j-1}} \right) \right\} = 0 \quad (\text{A.5})$$

（生涯予算制約式）

(1) 式を現在価値化して N 期まで合計すれば、（平均）生涯所得に対する課税になる。

$$\sum_{j=1}^N \frac{\tau_j}{(1+r)^{j-1}} = \frac{\tau_N}{(1+r)^N} = N * T \left(\frac{1}{N} \sum_{j=1}^N \frac{y_j}{(1+r)^{j-1}} \right) \quad (\text{A.6})$$

生涯平均所得に応じて毎期所得税が課されたときの（ $j = 0$ 期からみた）価値に等しい。また、 C_j を j 期の消費支出とすれば各期の家計の予算制約式は以下ようになる。

$$A_j - A_{j-1} = z_j + rA_{j-1} - \tau_j - c_j \quad (\text{A.7})$$

ただし、 A_j は j 期の貯蓄である。このとき、家計の生涯予算制約式は (3) 式より、

$$\sum_{j=1}^N \frac{c_j}{(1+r)^{j-1}} + \frac{A_N}{(1+r)^{N-1}} = \sum_{j=1}^N \frac{y_j}{(1+r)^{j-1}} - N * T \left(\frac{1}{N} \sum_{j=1}^N \frac{y_j}{(1+r)^{j-1}} \right) \quad (\text{A.8})$$

と表される。左辺の A_N は遺産にあたる。この遺産は相続人の生涯所得にカウントされる。家計に流動性制約や不確実性があつたとしても、「結果」として上式が成り立つことになる。